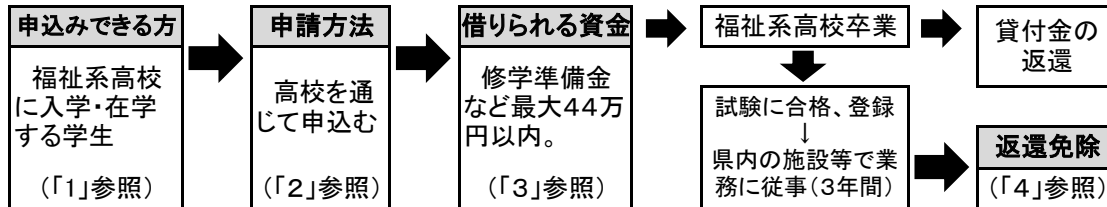


福祉系高校修学資金のご案内

— 資格を取得して、和歌山県内の介護施設等で3年間従事すると、貸付金の返還は免除です。—



福祉系高校に修学するための資金を貸し付ける制度です。

福祉系高校を卒業後、介護福祉士として、和歌山県内の介護施設等で介護等の業務(以下「対象業務」という。)に、3年間継続して従事した場合、返還が免除されます。

1 貸付けの対象となる方

福祉系高校に在学し、卒業後、介護福祉士として和歌山県内の介護施設等で対象業務に従事する意思がある方

2 借入申込手続き

入学する高校を通じて申し込んでください。(学校長の推薦が必要です。)

◆ 県内の福祉系高校

和歌山県立有田中央高等学校(有田川町)

※ 県外の福祉系高校に入学する方も、お申込みいただけます(和歌山県内に住民登録をしている方、または前年度まで和歌山県に住民登録をされていて福祉系高校への修学のため転居した方のいずれかに限る)。

<募集内容>

募集期間	対象
令和8年4月9日から5月29日	令和8年度在学学生

※ 「募集期間」は、高校を通じて県社協に書類を提出する期間であり、締切(必着)です。高校には、別途高校が定める期日までに提出してください。

※ 貸付審査等がありますので、すべての方に貸付けを行えるわけではありません。

3 貸付限度額

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 修学準備金 | 30,000円 以内 (入学時のみ) |
| ② 介護実習費 | 30,000円 以内 (一年度あたり) |
| ③ 国家試験受験対策費用 | 40,000円 以内 (一年度あたり) |
| ④ 就職準備金 | 200,000円 以内 (最終回のみ) |

4 返還免除

(1) 次のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

① 高校卒業の日から1年以内に介護福祉士として登録

※ ただし、介護福祉士国家試験に合格できなかった場合等は「国家試験に合格した日から1年以内」が期限となります(別途、再受験承認申請書の提出が必要です)。

② 和歌山県内の介護施設などに就職

③ 原則として、和歌山県内で対象業務に3年間継続して従事

※ 大学、専門学校等に進学した場合は、大学等を卒業後に、介護福祉士の登録や介護や福祉等の仕事に就く必要があります。

※ 対象業務とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等の業務です。

※ 従事期間は、介護福祉士登録日と対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から算定します。

※ 「3年間」は、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務従事期間が540日以上とします。

※ 対象業務への従事期間は継続している必要があります。

退職等により、対象業務に従事できない期間が生じる場合は、**退職前に必ずご相談ください。**

※ 高校を退学した場合や、卒業後、対象業務に従事しない場合や従事期間が3年に満たないで退職する場合などは返還免除になりません。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

① 貸付契約が解除されたとき

② 高校を卒業した日(大学等に進学した場合は大学等を卒業した日)から1年以内に介護福祉士の登録をせず、または和歌山県内において介護福祉士として対象業務に従事しなかったとき

③ 和歌山県内において介護福祉士として対象業務に従事する意思がなくなったとき

④ 対象業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において対象業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

貸付期間は、高校に在学する期間(正規の修学期間)です。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の福祉系高校への修学、卒業後の就職及び就労継続を支援する熱意を有すること。
- ・ 個人が連帯保証人となる場合、日本国籍を有する者または永住者であること、かつ独立の生計を営み、返還債務を負担することができる資力を有すること。
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること。
- ・ 要件を満たさないと本会が判断した場合、別途、連帯保証人を求める場合があります。

福祉系高校修学資金返還充当資金(以下「返還充当資金」という。)への移行について

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、対象事業以外の福祉分野の施設又は事業所(充当資金返還免除業務)に従事した場合、福祉系高校修学資金の返還に充てるために返還充当資金の貸付を受けて、「福祉系高校修学資金」から「返還充当資金」への借り換えを行うこととなります。

6 借入申込みに必要な書類

以下の書類を、封筒に入れて、在学する高校に提出してください。

申込者	1	借入申込書(様式1-4)
	2	同意書(様式2)
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの)※1
	4	所得証明書(借入申込者が属する世帯の生計中心者のもの)
	5	(他の奨学金等の借入れがある場合) ・ 他の奨学金等の借入れ状況(借入期間、金額)が確認できる書類 ・ 修学費用の内訳が確認できる書類
連帯保証人	(個人が連帯保証人となる場合)	
	6	同意書(様式2)
	7	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの)※1
8	所得証明書(3か月以内に発行されたもの)	
		(法人が連帯保証人となる場合)
		同意書(様式2-②)
		登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
		直近2か年の決算書(貸借対照表、収支決算書)の写し

※1 外国籍の方は、在留資格、期間及び満了日が記載された住民票を提出してください。

※2 これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 生活支援部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階
ホームページ <https://www.wakayama-wel.jp/>